

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案新旧対照条文

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一〇二六六（略）</p> <p>二 二六の二 ヘキサクロロシクロペンタジエン及びこれを含有する製剤</p> <p>二六の三 二六の九（略）</p> <p>二七 二七 三〇（略）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一〇二六六（略）</p> <p>二 二六の二 二六の八（略）</p> <p>二七 二七 三〇（略）</p>

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇十四の三 (略)

十四の四 O・エチル \parallel S・一・メチルプロピル \parallel (二・オキソ・三・チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)及びこれを含有する製剤。ただし、O・エチル \parallel S・一・メチルプロピル \parallel (二・オキソ・三・チアゾリジニル)ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。

十四の六〇十五の二 (略)

十五の三 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメ

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇十四の三 (略)

十四の四 O・エチル \parallel S・一・メチルプロピル \parallel (二・オキソ・三・チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)及びこれを含有する製剤。ただし、O・エチル \parallel S・一・メチルプロピル \parallel (二・オキソ・三・チアゾリジニル)ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。

十四の六〇十五の二 (略)

十五の三 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメ

クチンとして二%以下を含有するものを除く。

十六〜二十八の十 (略)

二十八の十一 三・(六・クロロピリジン・三

・イルメチル)・一・三・チアゾリジン・二

・イリデンシアナミド及びこれを含有する製

剤。ただし三・(六・クロロピリジン・三・

イルメチル)・一・三・チアゾリジン・二・

イリデンシアナミド一・五%以下を含有する

ものを除く。

二十八の十二〜二十八の十三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する

製剤。ただし、次に掲げるものをのぞく。

(1) (28) (略)

(29) (RS) (ニ・シアノ・N・「(R)・

クチンとして一%以下を含有するものを除く。

十六〜二十八の十 (略)

二十八の十一〜二十八の十二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する

製剤。ただし、次に掲げるものをのぞく。

(1) (28) (略)

2 (略)	三十三 百九 (略)	(42) (130)	する製剤	別名フエンプロパトリン) 一%以下を含有	メチルシクロプロパンカルボキシラート)	エニル)メチル二・二・三・三・テトラ	(41) (RS)・シアノ・(三・フェノキシフ	(30) (40)	クロシメツト)及びこれを含有する製剤	一・三・三・ジメチルブチラミド(別名ジ	一・(二・四・ジクロロフェニル)エチル
----------	---------------	---------------	------	----------------------	---------------------	--------------------	-------------------------	--------------	--------------------	---------------------	---------------------

2 (略)	三十三 百九 (略)	(40) (128)	(29) (39)
----------	---------------	---------------	--------------